

平成 29 年度 神奈川県文化芸術活動団体事業補助金の募集要項

神奈川県県民局くらし県民部文化課

神奈川県では、県民の皆様が行う自主的な文化芸術活動の活性化及び文化芸術の振興を図るため、次のような事業を募集し、選考の上、補助金の交付を予定しています。

1 補助の対象となる団体

- 次の要件をすべて満たす団体を対象とします。
 - (1) 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること
 - (2) 県内に住所又は活動の本拠を有すること
 - (3) 県内で継続的に文化芸術の振興に寄与していると認められる団体であること
 - (4) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること

- ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。
 - (1) 営利を目的として活動を行っている団体
 - (2) 地方自治体の主導により設立された公益法人等

2 補助の対象となる事業*

- 補助の対象となる事業は、次の要件を満たす事業とします。
 - (1) 県内で実施される、県が支援する活動として相応しい事業
 - (2) 広く県民の皆さんを対象に行う文化芸術に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等
- ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象となりません。
- ※ 補助対象事業は、同一年度内で数回に分かれて実施されても構いません。

- 御応募いただいた事業は、次の評価基準項目により総合的な観点から審査し、対象事業を採択いたします。

評価基準項目	評価のポイント
発信性	神奈川の文化芸術を国内外に向けて発信する事業
広域性	市町村域を越えて広域的な活動・参加が見込まれる事業
発展性	将来にわたる発展への期待が持てる事業、前回の助成効果を確認できる事業
次世代育成	青少年を対象とした教育的意義を有し、次世代育成に寄与する事業
伝統の継承	地域の伝統文化の振興・普及・後継者育成に寄与する事業
創造性	先駆的・実験的な創作活動、独自性に富む事業、積極的に行う新たな取組と認められる事業

「優先採択枠」の設置について

該当する事業を優先的に採択する「伝統芸能枠」「青少年枠」を一定数設けます。
詳細は5ページの「13 優先採択枠について」をご覧ください。

3 対象とならない事業

次に該当する事業については、当補助金の対象となりませんので、御注意ください。

- (1) 学校、職能団体、教授所及び教室等が行う発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) シンポジウム、講演会、出版の発表に限られる活動
- (4) 本補助がないと実施できないなど、実現性の低い事業
- (5) 他の地方自治体及び地方自治体の主導により設立された公益法人から、「5」に示す補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受ける事業

4 補助の対象となる事業の実施期間

平成 29 年 4 月 1 日以降に実施する事業で、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する事業とします。

5 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する直接的な経費のうち、次の「6」に示す補助対象外経費を除く経費が補助対象になります。補助対象経費を例示すると、以下のとおりです。

区分	項目	内訳
設営・舞台関係経費	会場費	会場使用料等
	設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
	舞台費	大道具費、衣裳費、照明費、道具運搬費等
出演・音楽関係経費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等
	音楽費	作曲料、楽器借料、調律料、楽譜製作料等
	文芸費	著作権使用料、演出料、舞台監督料、台本料等
謝金・旅費・宣伝費	謝金	審査委員謝金、原稿執筆料、会場整理員賃金等
	通信費	案内状発送費等
	宣伝費	広告宣伝費、立看板費等
	印刷費	プログラム印刷費（無料配付する場合）、入場券印刷費、ポスター印刷費等
	旅費	交通費、宿泊費等
	記録費	録画費、録音費等

6 補助の対象とならない経費

(1) 補助対象外経費

次のようなものは、補助対象外経費となりますので、収支予算書の支出の部には、補助対象外経費として記入してください。

- ア 入場券販売手数料
- イ 有料頒布する場合のプログラム、図録等の作成経費
- ウ 自ら設置し又は管理する会場施設で活動を行う場合の会館使用料等
- エ 団体構成員に支払われる謝金等のうち、役務等への対価としての必要合理性が認められないもの
- オ パーティー経費
- カ 食糧費

(2) 団体運営経費

団体運営の経常的経費や物品購入費等は、補助対象事業費に要する直接的な経費にはなりませんので、収支予算書には記入しないでください。

7 補助の額

1件あたり10万円から、自己負担金の範囲内で、かつ5により算出した補助対象経費の3分の1以内とし、予算の範囲内において決定します。

8 補助の決定

別添の交付要望書等に基づき、文化・芸術分野の外部専門家で構成する審査会において審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定します。

9 提出書類

(1) 次の①～⑧までの所定の様式に記入し、⑨を添えて、片面印刷したものを提出してください。(①～⑧については、記載例を参考にご記入ください。)

① 交付要望書(様式1)

② 交付申請書(様式2)

③ 事業計画書(様式3)

④ 収支予算書(様式4)

⑤ 団体調書(様式5)

⑥ 事業企画書(様式6)

⑦ 事前着手届出書(様式7)

・・・6月末までに事業に着手する場合は、事前着手届出書を提出してください。

⑧ 団体役員名簿(様式8)*

※ 本様式により得た個人情報、法人等が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

⑨ 団体規約(任意様式)

(2) 過去に実施実績がある事業の場合、あるいは過去に類似事業を実施されている場合は、次の書類も提出してください。*

⑩ 前回開催時の事業実績報告書(写)

⑪ 前回開催時の収支決算書(写)

※ 平成28年度に当補助金を受けた事業については、⑩と⑪は不要です。

(3) その他

書類選考いたしますので、過去の類似事業実施時のチラシ、プログラム、新聞記事、観客・参加者アンケート集計結果等がありましたら添付してください。審査の参考とします。

また、交付要望書・申請書等は、提出後に変更が生じることがないように、内容を十分御検討の上、作成してください。

10 提出期限・提出先

提出期限：平成29年**4月7日(金)** 郵送又は持参

郵送の場合は**当日消印有効**。県庁に持参の場合は**当日17時15分まで**受付。

提出先：神奈川県県民局くらし県民部 文化課 文化事業グループ

(神奈川県庁 第二分庁舎1階)

(住所等は5ページ参照)

11 補助を受ける場合の留意事項（補助事業である旨の表示、アンケートの実施）

- (1) 補助の交付内定を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ等に、神奈川県の助成対象事業である旨を表示してください。

なお、印刷物等の広報に当たっては、「マグカル」のロゴマークの掲載^{*}についても御協力をお願いします。

※ 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー略して「マグカル」の取組を推進しています。

「マグカル」のロゴマークの掲載については、交付内定通知と共に送付するマニュアルを参照の上で御使用をお願いします。

- (2) 補助の交付内定を受けた事業は、県の文化芸術関係ポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」への掲載^{*}をお願いします。

※ マグカル・ドット・ネットへのイベント情報の御提供については、次の URL からホームページを御覧ください。

<http://magcul.net/various/>

- (3) 補助の交付内定を受けた事業は、原則、事業内容について観客・参加者にアンケートを実施し、その集計結果を実績報告書に添付してください。

アンケート項目：①来場者の属性（性別、年代、居住地（県内・県外）、参加人数）

②この催しをどうやって知ったか。

③この催しの満足度（とてもよかった／ふつう／よくなかった等）

- (4) 補助の交付内定を受けた事業は、審査会委員及び県文化課職員による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

なお、審査会委員が現地調査を実施した団体については、今後の事業実施に当たっての参考としていただくため、気付いた点を文書でお送りすることがあります。

12 平成 29 年度の補助手続きの流れ

手続き	時期	備考
要望書等の提出 (郵送または持参)	<u>4月7日(金)まで</u> (厳守)	郵送の場合は、当日の消印まで有効。県庁に持参の場合は4月7日17時15分まで受付。
審査・選考	4月中旬～5月末	事業内容、収支予算等について照会することがあります。
交付団体・交付額の <u>内定</u>	6月中旬～下旬	選考後、助成対象となった団体には交付内定通知を送付します。 事業計画等に変更等が生じた場合は、交付を取り消し、または交付額を減じることがあります。 (助成対象とならなかった団体にも通知を送付します。)
交付団体・交付額の <u>決定</u>	原則、 <u>事業実施1</u> か月前まで	交付内定通知の内容で変更等がない場合には、交付決定通知を送付します。この通知で、正式に交付を決定します。
補助金の交付	交付決定通知の送 付後	振込払いとします。
実績報告書の提出	<u>事業終了日(事業</u> <u>期間の末日)から</u> <u>30日以内</u>	申請内容と変更等が生じた場合は、補助金の全額、または一部を返還していただく場合があります。

13 優先採択枠について

該当する事業を優先的に採択する優先採択枠を一定数設けます。

優先的に採択する事業		優先採択枠の応募条件
伝統芸能枠	地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用を図る事業	前年度（平成 28 年度）に採択実績がない団体
青少年枠	次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実を図る事業※	前年度（平成 28 年度）に採択実績がない団体

※ 子ども・青少年が中心となって出演する演奏会や、青少年向けの鑑賞教室等が対象となります。

- 対象となる事業は、事業計画書（様式 3）の「優先採択枠」のうち該当する項目を選択してください。

14 その他

- 選考結果は、採否にかかわらず応募団体すべてに通知します。
- この補助制度は、平成 29 年度県予算の県議会における議決（平成 29 年 3 月）に基づき、正式に実施が決定されます。
- 審査の結果、採択された団体については、事業名及び評価のポイントについて、神奈川県文化課ホームページにて公表いたします。

要望書等の提出、お問合せは、

〒231-8588（所在地を記載しなくても届きます。）

神奈川県県民局くらし県民部文化課文化事業グループ

電話：（045）210-3808（直通）

電話：（045）210-1111（代表）内線 3809

FAX：（045）210-8840

MAIL： bunkajigyou@pref.kanagawa.jp